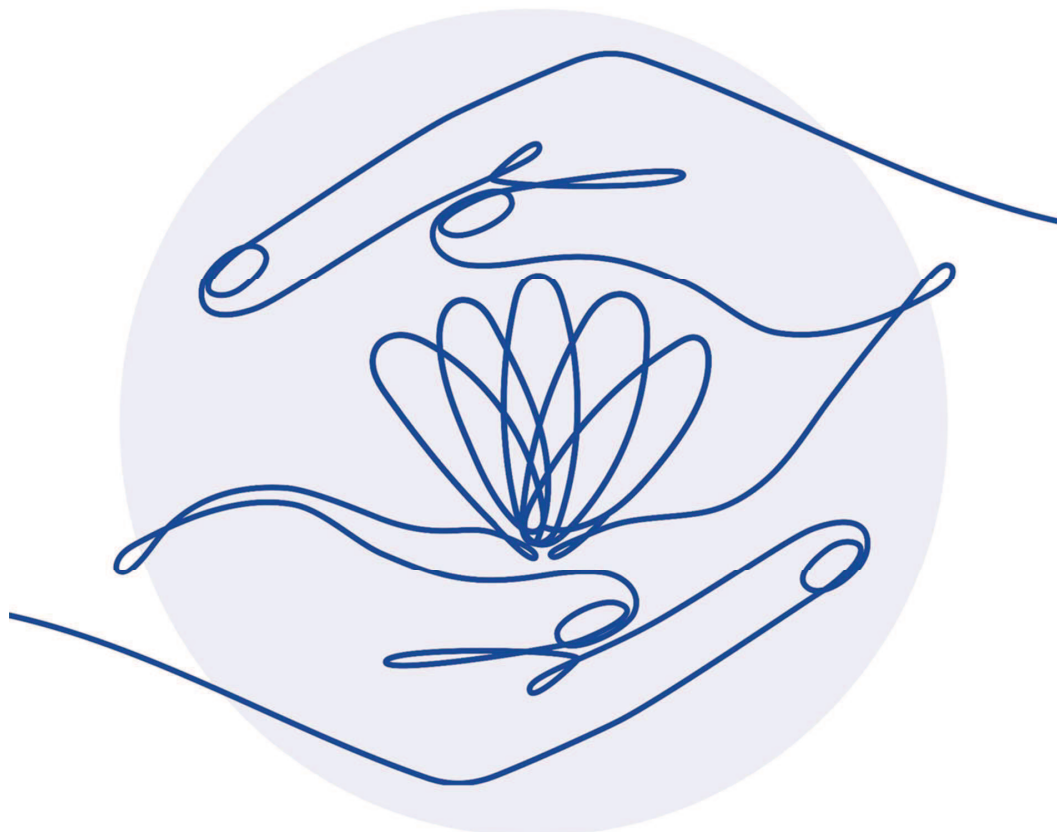


# セーフチャーチ：

## 始め方ガイド



日本聖公会では、『日本聖公会セーフチャーチ・ガイドライン』が 2026 年の定期総会で決議されるように準備を行っています。

この『セーフチャーチ：始め方ガイド』は、アングリカン・コミュニオンのセーフチャーチ委員会(ACSCC)が 2023 年に公開した資料を翻訳したものです。

セーフチャーチの考え方や活動について理解を深めるための補助資料としてご活用ください。

2025 年 9 月 「日本聖公会セーフチャーチ・ガイドライン」タスクチーム



## も く じ

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| このガイドは何を提供するのでしょうか？              | 3  |
| セーフチャーチの活動とは／目的は何でしょうか？          | 4  |
| ① セーフチャーチの活動の第一段階                | 6  |
| 1.1 教会の中での虐待について話し合いを始め、意識を高める   |    |
| 1.2 セーフチャーチの活動を始めるためにチームを集める     | 8  |
| 1.3 チームの第一段階                     | 9  |
| 1.4 虐待の情報開示に対応するためのプロセスを開発する     | 12 |
| ② 虐待の防止                          | 14 |
| ③ セーフチャーチを前進させる                  | 15 |
| 付 録 1 なぜセーフチャーチの活動を行うのか？         | 16 |
| 1. セーフチャーチは福音の実践的な表現である          |    |
| 2. イエスは尊重と思いやりの模範である             |    |
| 3. 聖書は権力の乱用に異議を唱えている             | 17 |
| 4. 暴力と虐待は、統一的／世界的な対応が必要な世界的危機である | 18 |
| 5. 私たちは教会を背景として                  |    |
| 虐待を経験した人々に耳を傾けてきた                | 19 |
| 6. 虐待の事例が公表されると                  |    |
| 教会に対する信頼が損なわれる                   | 20 |
| 7. 聖公会の教会における虐待の根絶は、聖公会のすべての     |    |
| 器によって優先事項として強調されてきた              | 21 |
| 付 録 2 綱 領                        | 24 |
| 付 録 3 セーフチャーチ委員会の規約              | 25 |

## このガイドは何を提供するのでしょうか？

このガイドは、セーフチャーチの活動を実施するための主要な定義と始め方を提案します。実際にどのようなシステム、プロセス、実践を行うかは、それぞれのコンテキストによって異なります。

セーフチャーチの方針と実践の実施には時間がかかります。このガイドは、あなたとあなたの管区／教区のセーフチャーチ・チームが活動を開始できるようにするためのものです。

教区レベルではなく、管区レベルでセーフチャーチの活動を組織する方が、費用対効果も効率もよく、より容易かもしれません。しかし、これは個々の管区や教区がどのようなコンテキストで活動しているかによるでしょう。

## セーフチャーチの活動とは何でしょうか？

**セーフチャーチとは：**聖公会が、わたしたちの教会が誰にとってもより安全な場所である、あるいはそうなるように最善を尽くすという約束。セーフチャーチの活動は、教会に関わるすべての人の、危害や虐待から安全に守られる権利を確認するものです。

**セーフガーディングとは：**セーフチャーチを実践するために、教会がとるすべての措置とその対策。セーフガーディングの目的は以下の通りです。

- 教会共同体の安全と幸福を**促進すること**
- 危害や虐待が起こるのを**防ぐこと**
- 虐待を受ける危険性の高い人々を**守ること**
- 虐待が起こった時に効果的に**対応すること**

また、教会に通う人が教会共同体の他の人に危険を及ぼす可能性のある状況に注意を払うことも意味します。私たちは皆の安全を守り、その人にサポートを提供するための措置を取ります。

## セーフチャーチ活動の目的は何でしょうか？

**セーフチャーチの活動には次の二つの主要な関心事があります。**

- 聖職者であるか信徒であるかを問わず、教会内で指導的立場や権威ある立場にある者による教会共同体のメンバーへの危害や虐待を防ぐこと \*<sup>1</sup>
- 虐待が公表、報告された場合、教会の指導者や他の代表者が思いやりと一貫性のある効果的な方法で確実に対応すること



\*1 教会内で指導的立場にある者とは、聖職按手されていないが教会内でリーダー的役割を果たす人のこと。たとえば、礼拝奉仕や補助をする人、日曜学校の先生をする人、委員会や協議会に出席する人など。

**私たちがこの活動を行うのは、教会共同体を次のような場所にするためです。**

- ・そこではすべての人が安全で、大切にされ、尊重されます
- ・人びとは虐待の危険なしに礼拝し、交わりを持ち、学び、成長することができます
- ・虐待が起こった場合、教会は思いやりと公正な結果を得るための適切なプロセスを提供するように対応します
- ・また、虐待に対して教会は、癒しを促進し、虐待を経験した人と他の人たちをさらなる虐待から守るように対応します

セーフチャーチの活動の実施とは、方針や手順を策定することだけではありません。それは、教会共同体の安全を保つという共通の責任を私たち全員が理解できるように、考え方を变えることなのです。セーフチャーチの活動とは、人々が虐待や危害を受ける可能性を最小限にするために、どんなリスクをも識別し、そのリスクに対処することであり、また虐待が起こった場合には、思いやりを持って誠実に対応することです。

**なぜ私たちはセーフチャーチの活動を行うのでしょうか？**

私たちがなぜセーフチャーチの活動を行うのかについてのより詳細な議論は、付録1にあります。主なポイントは以下の通りです。

- a. セーフチャーチは福音の実践的表現である
- b. イエスは尊重と思いやりの模範である
- c. 聖書は権力の乱用に異議を唱えている
- d. 暴力と虐待は、統一された世界的な対応を必要とする世界的な危機である
- e. 私たちは、教会を背景として虐待を経験した人々に耳を傾けてきた
- f. 教会共同体における虐待は、教会に対する信頼を損なうものである
- g. 聖公会の教会における虐待の根絶は、聖公会のすべての器<sup>※</sup>によって優先事項として強調されてきた

※ 聖公会の4つの器 (instrument)：全聖公会中央協議会 (ACC)、ランベス会議、首座主教会議、カンタベリー大主教

## ① セーフチャーチの活動の第一段階

### 1.1 教会の中での虐待について話し合いを始め、意識を高める

#### 虐待とは何でしょうか？

虐待とは、通常、継続的な行動パターンを指しますが、一度だけのできごとの場合もあります。それは人がある関係性や状況の中で権力を利用して次のような言動をする場合に起こります。

- a. 相手に危害を加える
- b. 相手に危害を加えようとする
- c. 相手を危害を加えられる危険にさらす

教会や教会組織内での虐待には、多種多様な有害な行動や相互行為が含まれます。虐待には以下が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

- ・ いじめ
- ・ サイバー虐待（ソーシャルメディア、電子メール、テキストメッセージ、オンラインゲームなどによる虐待）
- ・ 精神的虐待
- ・ 経済的虐待
- ・ ハラスメント
- ・ ネグレクト
- ・ 身体的虐待
- ・ 性的虐待
- ・ 精神的虐待
- ・ 他の人への虐待の隠蔽



## なぜ私たちは話し合い、 意識を高める必要があるのでしょうか？

セーフチャーチの活動の重要な側面は、虐待を受けた人たちに私たちが提供するサポートとケアです。虐待を受けたことを公表したり報告したりした人は、注意深く話を聞き、真剣に受け止められ、継続的なサポートを提供される必要があります。虐待を受けた人たちが安全であり、教会共同体の他の人々も守られるようにするためには、虐待を受けた人々の情報開示後、速やかに行動を起こす必要があります。このような虐待の開示は調査され、正義と癒しに向けた適切な措置が取られる必要があります。

しかし、多くの場合、教会を背景として虐待を受けた被害者は、自分が虐待を受けたことを知ったら教会の人たちにどのように扱われるかを恐れて、虐待を公表したり報告したりしません。加えて、その人たちは誰に相談すればいいのかわからず、信じてもらえないだろう、非難され、裁かれるだろうとってしまうこともあるでしょう。また、加害者を恐れている場合もあります。もし教会員が、自分たちが配慮され、尊重され、尊厳をもって扱われることを知っていれば、虐待が起こったときに、声を上げる可能性がもっと高くなります。

そのため、まず教会内で虐待について話し合い、虐待と通報に関する意識を高めることが重要な第一歩となります。

- a. 虐待とは何か、虐待をどのように見分けるか、虐待がどのように、そしてなぜ悪いのか、虐待がどのような弊害をもたらすのかについて、あなたの教会内で話し合うことから始めましょう。次のような人たちと話し合ってください。
  - ・ 聖職者、信徒を問わず、管区／教区の指導者たち
  - ・ 神学校や神学大学のスタッフや学生
  - ・ その他の教会組織、たとえばマザーズ・ユニオン、ユース・ミニストリーなど
  - ・ その他の教会施設、たとえば学校、診療所、病院など
- b. 主要なリーダーを集め、セーフチャーチのウェブサイトにある「セーフチャーチ ランベス 2022」の全体セッションと「セーフチャーチ入門」のビデオを見て話し合い、また、そこで入手できる他のリソースを読み、議論しましょう。  
([www.anglicancommunion.org/scc](http://www.anglicancommunion.org/scc))

## 1.2 セーフチャーチの活動を始めるためにチームを集める

あなたの管区や教区でセーフチャーチの活動を発展させるために、チームに参加する人を招きましょう。セーフチャーチ・チームは、既存の教会指導者の権限、尊敬、権威を制限するものではなく、特定の知識とスキルを持つ人々とこの働きの責任を分担することによって、指導者の負担を軽くするものです。

可能であれば、以下のような人たちを入れましょう。

- a. セーフチャーチ委員会の**管区代表**—管区がまだ管区代表を任命していない場合は、管区代表を任命する必要がある
- b. **弁護士／チャンセラー**(諸外国の主に教会の土地、財産、人事などの問題を扱う裁判官)で、できればあなたの地域社会における教会法と世俗法の知識を持つ人
- c. **虐待のサバイバー**で、癒しの旅路を歩き、この活動に貢献する準備があると感じている人。あなたの共同体でそのような人物を見つけることは最初は不可能かもしれないが、サバイバーのニーズと優先事項に常に耳を傾ける姿勢を持つことが重要である
- d. セーフチャーチの活動や実践神学をある程度理解している**神学者**
- e. 教区または管区の**管理者(たち)**、たとえば管区主事など
- f. あなたの共同体で、**セーフガーディングまたはセーフガーディングに関連する事柄の経験がある人**、たとえば教育者、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー
- g. あなたの共同体で、特に**トラウマに関する牧会的ケア／カウンセリングの経験がある人**、虐待のサバイバーと働いたことのある人、たとえば心理学者、牧会セラピスト、カウンセラー、ソーシャルワーカー
- h. あなたの共同体で、**賢明で尊敬されている年長者(たち)**、または認められているリーダー
- i. **置かれたコンテキストによって虐待を受けやすいと思われるグループの代表者**、たとえば障害者、若者など

チームはジェンダー、年齢、聖職者／信徒などに関して多様であるべきです。





### 1.3 チームの第一段階

- a. チームが以下の文書を学び、話し合う機会を設けます。

聖公会セーフチャーチ綱領

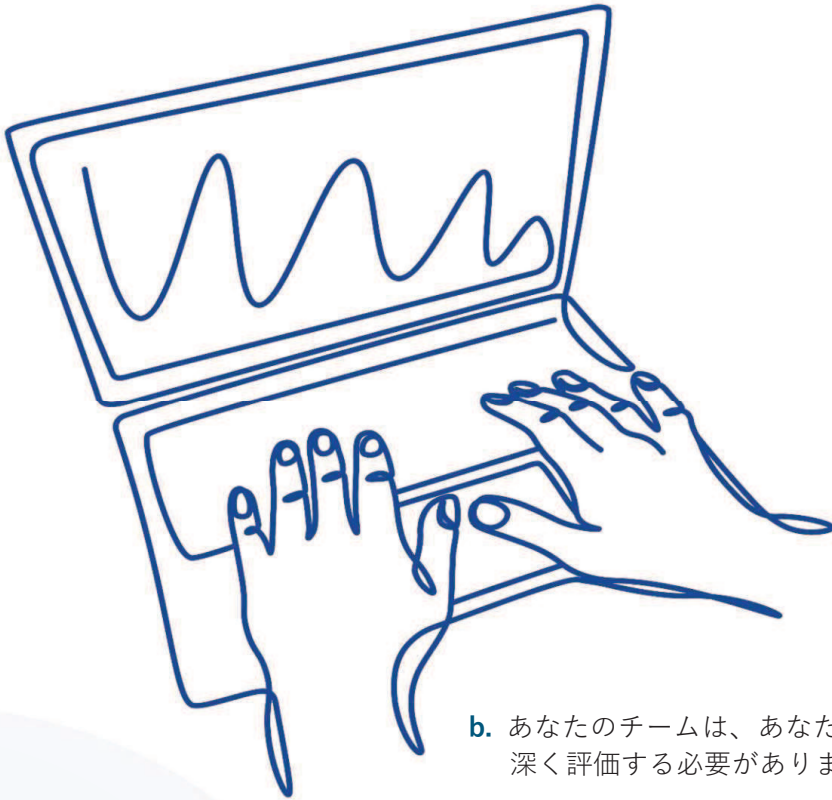
[www.anglicancommunion.org/charter](http://www.anglicancommunion.org/charter)

聖公会の教会間で聖職の適性情報を開示するための規約

[www.anglicancommunion.org/protocol](http://www.anglicancommunion.org/protocol)

聖公会の管区内のすべての人—ことに子ども、青年、弱い立場のおとな—の安全を高めるためのガイドライン

[www.anglicancommunion.org/guidelines](http://www.anglicancommunion.org/guidelines)



**b.** あなたのチームは、あなた自身のコンテキストを注意深く評価する必要があります。

- 法的背景：あなたの国、またはあなたの管区内の国々には、セーフガーディング、子どものセーフガーディング、ジェンダーに基づく暴力、性的暴力に関連する法律がありますか？例えば、子どもが虐待されたり、ネグレクトされていることに気づいたり、誰かがそれを公表した場合、あなたは法律で何かをすることが義務づけられていますか？教会の制度として、法で義務づけられている対策はありますか？
- 地域のサービス提供者：あなたの地域には、虐待を受けた人に専門的なケアやサービスを紹介できる機関、サービス提供者、組織がありますか？
- あなたのコンテキストにおいて予想される課題：あなたのコンテキストにおいて、セーフチャーチの実践を成功させるために、どのような課題や障害があると考えますか？
- あなたのコンテキストで予想される資源とサポート：あなたのコンテキストの中で、この活動を支援できるような制度、人、アイデア、コンセプト、実践がありますか？例えば、年長者やコミュニティのリーダー、教育省の役人、コミュニティの集会など

- c. これらの考察を踏まえて、また、地域の資源を活用して、あなたのチームは、あなたのコンテキストにおいて、セーフガーディングの活動がどのようなものであるかを計画するとよいでしょう。綱領および／またはガイドラインを、あなたの特定の状況に合わせて追加したり、適応させたりする必要があるかどうかを決定しましょう。
- d. その後、あなたのチームは、あなたの特定の管区、教区、または教区内の適切なプロセスに従って、（必要であれば、あなたの状況に合わせて修正して）  
綱領 [www.anglicancommunion.org/charter](http://www.anglicancommunion.org/charter) を採択することができます。
- e. あなたのチームは、規約 [www.anglicancommunion.org/protocol](http://www.anglicancommunion.org/protocol) とガイドライン [www.anglicancommunion.org/guidelines](http://www.anglicancommunion.org/guidelines) の実施を開始する際に、何を優先するのか、どのような手順を踏むのかを決定する必要があります。
- f. あなたのチームは、聖職者や信徒指導者に対する苦情に対応するための教区や管区の既存のプロセスを見直す必要があります。以下の質問を検討しましょう。
- そのプロセスは聖職者による虐待の申し立て／報告に適用できるか？
  - そのプロセスは、教会内の信徒指導者による虐待の申し立て／報告に適用できるか？
  - 聖職者および／または信徒指導者による虐待の申し立て／報告があった場合、そのプロセスを有用なものとするためには、どのように適合させる必要があるか？
  - プロセスを何らかの形で変更する必要がある場合、既存のプロセスを適合させる間、どのような暫定的措置を講じることができるか？
  - 誰がこの暫定的措置を実行する責任を持つのか？
  - 虐待の申し立て／報告を受け、対応するための暫定的な措置および／または最終的なプロセスは、影響を受けるすべての教区および教会区に伝えられなければならない。虐待の報告／申し立てを受け付ける担当者が誰であるか、また、報告があった場合にどのようなプロセスが踏まれるかを、すべての人に正確に知らせるべきである。
- g. 暫定的プロセスをいつ、誰が、どのように見直し、強化するかを計画しましょう。

## 1.4 虐待の情報開示に対応するための プロセスを開発する

- a. セーフチャーチ・リーダーを特定しましょうーこれは報告や情報開示を受ける個人または少人数のグループになります。セーフチャーチ・リーダーは、その役割のために訓練を受ける必要があります。

b. セーフチャーチ・リーダーの訓練には、次のことが含まれます。

- 自分の役割とその限界を正確に理解すること。その人たちは虐待を公表した人の最初の対応者となる。虐待の申し立てを調査したり、その真偽を判断したりする責任はなく、ただ申し立てを受け、重要な詳細を記録し、適切な手順を踏むようにする。
- 虐待を報告した人および虐待を経験した人（他の人が虐待を報告した場合）に適切なサポートが確実に提供されるようにする方法。
- 調査のプロセスを管理し、必要な場合は関係当局に報告する方法。

- 虐待を経験した人に関連するサービス提供者を紹介する方法。その地域に提供者がない場合には、適切な实际的・心情的サポートが確実に提供されるようにする方法。
- 教会が、虐待で告発された人にも適切なサポートを確実に提供する方法。
- 教会が、影響を受けたすべての家族に適切なサポートを確実に提供する方法。
- 利害の衝突を避けるために、いろいろな人たちがさまざまな関係者にサポートを確実に提供する方法。



- C. セーフチャーチ・リーダーは、すでに集められたチームと協力して、誰かが虐待を公表した場合に、個々の管区または教区が踏むべき明確な段階的プロセスを作成します。

これには次のようなステップがあります。

- 安全な場所を見つけて話す。注意深く、よく話を聞く。話を遮ることなく、落ち着いて話の全体を聞く時間を作る。相手に自分の言葉で話をさせる。
- あなたがその情報開示を真剣に受け止めていること、そしてそれに従うプロセスがあることをその人に伝える。教会が従うべき手順、その人がどのように関わり、何をすることが求められるかを説明する。
- できる限り、開示した人が安全であり、今後も安全であることを保証する。これが最優先事項である。
- 専門的なカウンセリングやサポートを提供できる組織、機関、人が地域にあれば、紹介を申し出る。継続的な牧会的ケアとサポートを提供する。
- 情報開示について誰に知らせる必要があるかを説明する。あなたの国の法律で、虐待の事実を警察、社会福祉サービス、その他の機関に報告することが義務付けられている場合（例えば、虐待を受けた子どもがいる場合など）には、その必要があることを本人に伝える。
- 本人が帰る前に、個人情報、連絡先、その他の重要な情報を正しく書き留める。開示された情報の詳細をすべて書面に記録することを本人に伝える。
- 聖職者／信徒のために作成した報告プロセス（1.3d 参照）に従う。これは、あなたの管区に既に存在する懲戒手続きに沿ったものでなければならない。知らせる必要のある人にのみ直ちに知らせる。



## ② 虐待の防止

管区または教区で虐待を防止するために取るべき最初のステップには、次のようなものがあります。

- a. 教会指導者と、教会に雇用されているかボランティアであるかを問わず聖職者やその他の教会ワーカーとして教会共同体の中で働くすべての人々に、セーフチャーチに関する研修を提供する。虐待を受けやすい状況にある子ども、青年、成人と接する機会が多ければ多いほど、インプットとトレーニングの必要性は急を要するものになる。それには虐待の兆候の認識、虐待の兆候を認識した場合の対処法、虐待を防止／回避する方法が含まれる。
- b. 教会で働く人々のための基本的な行動基準や規範を、可能であれば、教会で働く聖職者や信徒と話し合い、協力して作成する。
- c. 有給・無償を問わず、すべての新しい聖職者やその他の教会ワーカーに対して、何らかの形で経歴調査、スクリーニング、あるいは審査を導入する。例えば、推薦状のチェック、犯罪歴のチェック、共同体でその人を知っている人々への聞き取り、また、他の教区や管区から来た場合は、その人が就く役割にふさわしいかどうかを評価するために、派遣元の教区や管区に確認する。



d. 教会区や教会組織の中で、以下のような情報開示の障壁に挑戦し、教会において安全の感覚を構築することに焦点を当てた話し合いを続ける。

- 虐待について話すことへのタブー
- 教会の指導者が虐待を行うはずがない、あるいは虐待が教会内や教会内の人々に起こるはずがないという信念
- 虐待について話す被害者を裁いたり責めたりすること

### ③ セーフチャーチを前進させる

この「セーフチャーチ：始め方ガイド」は、この活動を始めたばかりの管区や教区のための提案をするものです。

セーフチャーチ委員会のウェブサイトには、活動を続ける上で役立つ他のリソースもあります。

([www.anglicancommunion.org/scc](http://www.anglicancommunion.org/scc))

考え方を変えるには時間がかかり、セーフチャーチの活動を実行するには時間がかかります。

#### 最も重要なことは、

- a. わたしたちの教会共同体の安全を守ることがいかに不可欠であることを認識すること
- b. 活動を開始すること
- c. 活動を実行するための段階的な計画を立てること
- d. 忙しくなったり、活動の他の側面に注意が必要になったりしても、計画に従い続けること

提案や質問がある場合、またはあなたが行っているセーフチャーチの働きについて話し合いたい場合は、セーフチャーチ委員会 ([scc@anglicancommunion.org](mailto:scc@anglicancommunion.org)) までご連絡ください。



## 付録 1

### なぜセーフチャーチの活動を行うのか？

#### 1. セーフチャーチは福音の実践的な表現である

イエス・キリストの福音は、罪人に語りかけ、悔い改めと赦しを促すだけでなく、傷つけられ苦しむ人々に語りかけ、避難所と慰め、そして正義を提供する。イエスがナザレの会堂でご自分のミニストリーの本質を宣言された時（ルカ 4:16-21）、それは捕らわれ人に釈放を告げ、虐げられている人々を解放することだった。これには霊的な働きだけでなく、実際的な意味合いもある。それゆえ教会は、虐待を受けた人々に憐れみと避難所を提供し、公正な結果を目指して彼らをサポートし、共に働くことも求められている。

#### 2. イエスは尊重と思いやりの模範である

イエスの時代、子どもは大人よりも重要視されていなかった。子どもたちの考えや経験は、通常、まともに受け取られなかった。イエスが子どもたちと接し、子どもたちについて語ったことは、彼の時代には珍しく、受け入れられていた社会秩序と文化的慣習の両方に異議を唱えるものだった。

マタイによる福音書 18 章 1 節から 6 節で、イエスは宗教的な空間において誰が重要であるかについての通念をひっくり返した。弟子たちが「天の御国で誰が一番偉いのか」と尋ねたとき、イエスは子ども

を指さして謙遜について語った。イエスはまた、まだ小さく発育期であるために弱い立場にある子どもたちを歓迎し、敬い、保護することの重要性についても語っている。イエスは、権力を乱用し、自分の目的のために子どもを利用する者には、悲惨な結末が待っていると宣言している（マタイ 18:6）。

同様に、イエスの女性との接し方は通常のものではなく、一般に容認された慣習に疑問を投げかけるものであった。ヨハネによる福音書 8 章 1 節から 11 節では、姦淫で捕らえられた女をイエスのもとに連れてきた者たちが、その女を石打ちの刑に処すことを望んだのに対し、イエスはその女を赦した。ヨハネによる福音書 4 章 1 節から 26 節では、イエスは井戸にいた女に語りかけ、タブーや文化的慣習を破って生きた水を与えた。マルコによる福音書 5 章 25 節から 34 節では、12 年間血を流し続け、搾取され、虐待され、排除されてきた女性の声に耳を傾け、彼女の肉体と魂を癒した。

イエスの教えと人々との交流は、教会の指導者として私たちがケアを託された人々、特に弱い立場にある人々を尊重し、守るよう私たちに求めている。彼はまた、誰かが傷つけられたときに思いやりをもって対応する方法を教えてくれる。立ち止まること、深く耳を傾けること、そして行動することである。

### 3. 聖書は権力の乱用に異議を唱えている

聖書全体を通して、虐待し、搾取し、抑圧する者は神の王国と神の創造された秩序のあるべき姿に反対しているという一貫したメッセージがある。例えば、エゼキエル書 34 章は、神が虐待をどのように感じておられるかを明確に示している。この箇所では、神の羊飼いたちが羊の群れを守り、導き、世話する代わりに、羊を利用するために権力を乱用していることが語られている。それは、奉仕するように召された人々が、自分たちが引き起こす害を顧みず、自分たちの利益のためにその地位を利用するのを描写している。神がこのような振る舞いを忌み嫌うことは明らかである：「主なる神はこう言われる。わたしは羊飼いたちに敵対し、わたしの群れに対して責任を負わせる」（エゼキエル 34：10）。

私たちは、ダビデがバト・シェバと姦淫し、彼女の夫を殺させたサムエル記下 11 章や、アムノンが異母妹タマルを強姦したサムエル記下 13 章を思い浮かべる。私たちは出エジプト記 22：22-24 やイザヤ書 10：1-10 にある、寡婦や孤児のような弱い立場にある者を利用する権力者に対する警告を思い浮かべる。これらの箇所や他の多くの箇所は、聖書をつらぬく一貫したテーマを浮き彫りにしている：虐待は言い訳や釈明で済まされるものではなく、壊滅的な影響を及ぼし、正義と癒しへの道のりは長く険しい。



#### 4. 暴力と虐待は、統一的／世界的な対応が必要な 世界的危機である

世界保健機関（WHO）の推計によると

- 身体的、性的、精神的暴力（虐待）、ネグレクト（育児放棄）を経験した子どもは、世界で毎年 10 億人にのぼる\*2。子どもに対する暴力は、その健康と幸福に生涯にわたって影響を及ぼす\*3。
- 世界の女性の 3 人に 1 人が、生涯のうちに親密なパートナーから、あるいはパートナー以外からの身体的・性的な暴力を受けている。この暴力は、女性、その家族、社会にとって、社会的・経済的コストだけでなく、短期的・長期的に深刻な健康被害を引き起こす可能性がある\*4。

これらの統計は、女性と子どもに加えられた暴力を強調しているが、その人たちを暴力、虐待、疎外に対してさらに弱い立場にする可能性のある、交差したり重なり合ったりする人のアイデンティティ・マーカ―や生活環境に関連するさまざまな要因がある。その要因には、人種、性別、性的指向、民族性、宗教的信条、身体的・認知的・感覚的障害、経済的脆弱性がある。

この暴力と虐待の世界的危機に対応するため、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」のターゲット\*5 は、以下を目標としている：

- 人身売買、性的搾取また他の種類の搾取を含む、公的・私的領域でのすべての女性と少女に対するあらゆる形態の暴力を根絶する（ターゲット 5.2）
- 子どもに対するあらゆる形態の暴力と拷問をなくす（ターゲット 16.2）。

\*2 2 歳から 17 歳までの子ども。

\*3 世界保健機関（WHO）、ファクトシート、子どもに対する暴力、2022 年 11 月 29 日。

\*4 世界保健機関（WHO）、ファクトシート、女性に対する暴力、2021 年 3 月 9 日。

\*5 持続可能な開発のための 2030 アジェンダは、2015 年 9 月の国連サミットで発足し、あらゆる形態の貧困を終わらせることを目的としている。それには 17 の持続可能な開発目標と 169 のターゲットが含まれている。

## 5. 私たちは教会を背景として虐待を経験した人々に耳を傾けてきた

教会で虐待を経験した人々の話を聞くことほど、セーフチャーチの活動を行う強い動機はない。教会ワーカーから虐待を受けると、世間における安全感、自尊心、一般的な幸福感、神への信仰に悪影響を及ぼす。引きこもり、抑うつ、不安が一般的な反応である。

あなたが信頼し、尊敬し、あなたを守ってくれるはずだった人からの虐待は、信頼を破壊し、他者や神との関係に悪影響を及ぼす。虐待の影響は壊滅的で長期にわたる。誰もこのような経験をするべきではないし、特に教会内で経験してはならない。

虐待や搾取を経験したり目撃したりしても、その人たちは黙っていることが多く、長い間黙っている人もいれば、まったく口にしない人もいる。これは、加害者への恐怖心、加害者に操られ自分に非があると感じること、批判されたり、同情されたり、疎まれたりすることへの恐怖、社会や文化の中でタブーとされている話題について話すことへの不快感など、多くの要因によるものだろう。また、暴力や虐待はある社会ではごく普通のことであり、避けられないものであるため、報告する価値がないと考えられていることもある。

教会内で虐待を受けた人々が声を上げ、正義を追求するとき、それは非常に勇気のいることである。彼らが最も望んでいるのは、自分たちが受けたような被害が他の誰にも及ばないように、自分たちの体験に耳を傾け、真摯に受け止めてもらい、虐待を認め、加害者の責任を追及することである。



## 6. 虐待の事例が公表されると、教会に対する信頼が損なわれる

私たちは、政府の調査や報告された事例、メディアによって浮き彫りにされたように、聖公会の教会を含む宗教施設において多くの虐待の事例があることを十分に認識している。

聖職者であれ信徒であれ、宗教施設内で働いている人々の中には、信頼を裏切り、牧会的責任を負っていた子どもや成人を虐待した者がいる。この虐待とその結果を否定したり、最小限に抑えたりした宗教指導者たちがいる。宗教施設は、効果的な対応を怠ることによって、最初の虐待の影響をさらに大きくしてきた。それらは虐待の事実を真摯に受け止めず、虐待を直ちに関係当局に報告せず、加害者の責任を追及せず、虐待を受けた人々に継続的な牧会的ケアを提供しなかった。その結果、多くの宗教団体の評判と社会的信頼が損なわれた。

私たちは、教会内での虐待は、虐待を受けた本人やその身近な人々に影響を与えるだけではないことを見てきた。それは教会のミニストリーの誠実さと信頼性を損なうのである。虐待が公表されると、教会共同体に亀裂が生じ、教会と神の両方に対する人々の信頼が損なわれる。

これは虐待を隠蔽する理由にはならない。思いやりや正義は、虐待が起こっているのに気づいたらいつでも公表し、対処することを求める。迅速で透明性のある効果的な対応は、悪影響を最小限に抑えることができる。むしろそれは、私たちの教会共同体における虐待の発生を防ぐために全力を尽くすべき理由なのである。

## 7. 聖公会の教会における虐待の根絶は、聖公会のすべての器によって優先事項として強調されてきた

2008 年のランベス会議では、社会と教会において権力が乱用され、多くのやりかたで女性や子どもたちに不均等な苦しみを与えていることが認められた。キリストのからだの中で女性や子どもに加えられる暴力は、キリストのからだに加えられる暴力であるという点で一致した。このような暴力や虐待は、身体的、経済的、感情的、心理的、知的、文化的、性的、精神的虐待など、さまざまな形で行われている。

2012 年、全聖公会中央協議会（ACC-15）は、すべての管区に対し、聖公会の教会内における人々の安全のための綱領 [www.anglicancommunion.org/charter](http://www.anglicancommunion.org/charter) を採択し、実施するよう要請した。



この綱領は、主教、聖職者、その他の教会指導者に対し、所属する管区、教区、教会区、教会関連施設内で次の5つの約束をするよう求めている：

- 虐待が開示または報告されたときにサポートを提供すること
- 虐待が報告されたときに効果的に対応すること
- 牧会的ミニストリーの実践のための基準を採用し、促進すること
- 信徒および聖職者の両方の候補者の適性を評価すること
- 安全の文化を推進すること

2016 年、全聖公会中央協議会（ACC-16）は全管区に対し、聖公会の教会間における **ミニストリーの適性情報の開示に関する規約**を採択し、実施するよう要請した（[www.anglicancommunion.org/protocol](http://www.anglicancommunion.org/protocol)）。この規約は、管区間／管区内で移動する聖職者や信徒リーダーの犯罪行為や性的不品行の疑いや証明について、主教が情報を共有するシステムを確立するものである。これは、虐待者が、以前の非行について人々が知らない別の場所で虐待を繰り返すことを防ぐためである。ACC-16 はまた、**セーフチャーチ委員会**の設置を要請した。

2019 年、全聖公会中央協議会（ACC-17）は、セーフチャーチ委員会（SCC）によって作成された、**すべてのアングリカン・コミュニオンの人々—ことに子ども、青年、弱い立場のおとなの安全を高めるためのガイドライン**を承認した（[www.anglicancommunion.org/guidelines](http://www.anglicancommunion.org/guidelines)）。

- SCC の作業継続を要請
- 各管区、管区外の教会に対し、以下を含む一定の措置を講じるよう要請した：
  - 綱領を採択し、規約を実施する。
  - 地域の状況や資源に適した方法でガイドラインを実施する。
  - ACC-18 にこれらの措置を報告する。
  - SCC と連絡を取る代表者を任命する。できれば、地域の状況における虐待の防止または対応についてある程度の理解と経験を有する者を任命する。

2022 年のランベス会議では、セーフチャーチの活動が大いに強調された。カンタベリー大主教は、複数の本会議での演説の中で、すべての管区の優先事項としてセーフガーディングの活動を強調し、セーフチャーチ委員会（SCC）の活動を支持した。SCC は、カンタベリー大主教とタボ・マクゴバ大主教が参加した全体セッションを主催するために招かれ、また 3 つのセミナーセッションを提供した。

2022 年ランベス会議に出席した主教たちは、「セーフチャーチに関するランベス・コール（Lambeth Call on Safe Church）」を支持した（[www.lambethconference.org/phase-3/the-lambeth-calls](http://www.lambethconference.org/phase-3/the-lambeth-calls)）。この「コール」は、宗教施設、特に聖公会内の教会や施設が、危害を防止し、危害が発生した場合に効果的に対応することができなかったことを認めるものである。この「コール」の中で、主教たちは、発生した虐待に対する反省と謝罪を表明し、教会共同体や施設内のすべての人の安全を高めるための行動をとることを約束している。この「コール」は、主教たちが、自分自身、教会内の他の聖職者や信徒、コミュニオンの器、そして世界の指導者たちのために、セーフチャーチの優先事項として承認した行動を強調している。

2023 年、全聖公会中央協議会（ACC18）は、コミュニオン全体でセーフチャーチを築くことの優先順位を認識し、加盟教会に綱領（[www.anglicancommunion.org/charter](http://www.anglicancommunion.org/charter)）、ガイドライン（[www.anglicancommunion.org/guidelines](http://www.anglicancommunion.org/guidelines)）、規約（[www.anglicancommunion.org/protocol](http://www.anglicancommunion.org/protocol)）を使用し、実施するよう奨励した。

## 付録 2

### 綱 領

#### 聖公会の教会内の人々の 安全のための綱領

##### 虐待が起こった場合の牧会的サポート

1. 私たちは、被虐待者とその家族、そして被害を受けた教会区や教会組織に対して、次のような牧会的サポートを提供します。
  - a. その人たちの経験や心配事に忍耐と思いやりをもって耳を傾けます。
  - b. 霊的なサポートやその他の形態の牧会的ケアを提供します。

##### 虐待への効果的な対応

2. 私たちは、聖職者やその他の教会関係者に対する虐待の申し立てに適切に対応するための方針と手続きを定め、実施します。これには、
  - a. 訴えを申し立てるための手続きを教会内に周知すること
  - b. 虐待の訴えを申し立てる人に対する牧会的ケアを手配すること
  - c. 聖職者やその他の教会関係者に対する虐待の申し立てを公平に判断し、将来のミニストリーの適性を評価すること
  - d. 被害を受けた教会区や教会組織にサポートを提供することが含まれます。

#### 牧会的ミニストリーの実践

3. 私たちは、聖職者とその他の教会関係者による牧会的ミニストリーの実践のための教育と研修の基準を採用し、推進します。

##### ミニストリーの適性

4. 私たちは、経歴調査を含め、聖職者として按手される、あるいは教会の責任ある地位に任命される人物の適性を評価するための方針と手続きを定め、実施します。

#### 安全の文化

5. 私たちは、聖職者、他の教会関係者、参加者が虐待の発生を防ぐことができるよう、教育や研修を行い、教会区や教会組織に安全の文化を推進します。

## 付録 3

### セーフチャーチ委員会の規約

聖公会の諸教会間におけるミニストリー適性情報の開示のための規約

#### 定 義

1. この規約において：

**評価教区**とは、教会当局がその教会ワーカーをミニストリーに認可すべきかどうかを評価する教区を意味する。

**認可教区**とは、教会当局によって教会ワーカーがミニストリーを行う権限を与えられている、または過去に与えられていた管区または諸管区を意味する。

**教会当局**とは、認可教区または評価教区において教会ワーカーにミニストリーを行う権限を与える責任を有する個人または団体を意味する。

**教会ワーカー**とは、聖職者または信徒であって、

- a. 認可管区の教会当局からミニストリーを行うことを認可されている、または過去に認可されていた者、および
- b. 認可されたミニストリーを行うことを申請している、または認可されたミニストリーを行うことを伴う地位または役職に任命されるために、評価管区において指名されている者を意味する。

**ミニストリー適性情報**とは、教会ワーカーに関する認可管区の教会当局による文書によるステートメントで、

- a. 犯罪行為の有無、
- b. 犯罪行為があった場合はその内容を開示するものを意味する：

- ・ 刑事犯罪に関する申し立て、告発、認定または自白
- ・ 聖職者及びミニストリーを行う信徒の道徳的行為に関する認可管区の規則（性的行為及び子どもや弱い立場のおとなに対する行為に関する規則を含む）の違反

**管区**には管区の一部も含まれる。

## 認可管区によるミニストリー適性情報の開示システム

2. 認可管区は、当該管区の教会ワーカーに関するミニストリー適性情報を評価管区の当該の教会当局に開示するための、以下の要件を含むシステムを持ち、維持する：
  - a. 当該の認可管区の教会当局は、当該の評価管区の教会当局によるミニストリー適性情報の開示の申請に速やかに対処する。
  - b. 当該の認可管区の教会当局は、ミニストリー適性情報を当該の評価管区の教会当局に開示する。

## 評価管区における教会ワーカーの認可されたミニストリー適性を評価するシステム

3. 評価管区は、管区内で認可されたミニストリーを行う教会ワーカーの適性を評価するために、以下の要件を含むシステムを持ち、維持する：
  - a. 当該の教会当局は、ミニストリー適性情報を認可教区に申請する。
  - b. 当該の教会当局は、その教会ワーカーが人々の身体的、感情的、精神的な幸福と安全に対するリスクであるかどうかについて、認可教区によって開示された「ミニストリー適性情報」を考慮した評価を実施しない限り、また実施するまでは、当該教会ワーカーに管区内でミニストリーを行うことを認可しないものとする。
  - c. 当該の教会当局は、ミニストリー適性情報が開示される場合を除き、その秘密を保持すること。
    - i. 法律で義務付けられている場合、
    - ii. 教会ワーカーによって危害を加えられる危険から個人を保護するために必要であると合理的と考えられる場合、
    - iii. 教会ワーカーがその管区において認可されたミニストリーを行うのに適しているかどうかの評価、または教会ワーカーに対する懲戒処分を行うために必要な場合。

Safe Church

How to Start Guide

First edition. Published November 2023

Anglican Communion Safe Church Commission – ACSCC

Copyright © The Anglican Consultative Council 2023

This publication may be downloaded, copied, used and distributed in its entirety without charge; but no commercial exploitation, including selling or hiring for a fee, is permitted.

The use of extracts for education purposes is permitted free of charge provided that the following credit line (including URL) is used in full:

“‘Safe Church: How to Start Guide’ is copyright © The Anglican Consultative Council 2023 and is used with permission. [www.anglicancommunion.org/safechurch](http://www.anglicancommunion.org/safechurch).”

The Anglican Consultative Council

Saint Andrew’s House

16 Tavistock Crescent

London W11 1AP

United Kingdom

2025 年 9 月 25 日

訳：吉谷かおる

日本語編集：「日本聖公会セーフチャーチ・ガイドライン」タスクチーム

発行：日本聖公会管区事務所

---

**ANGLICAN COMMUNION**  
**SAFE CHURCH COMMISSION**



**ANGLICAN**  
**COMMUNION**  
IN OVER 165 COUNTRIES

